



**厚労省、平成27年度社会福祉施設等調査の概況を公表
～保育所等は4.4%増加～**

◆9月15日、厚労省は「平成27年度社会福祉施設等調査」の結果を公表しました。この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在在所、従事者の状況等を把握するために実施されているもので、今回は平成27年10月1日の調査に基づいて集計されたものです。

これによると、保育所等は前年に比べて1,071施設の増加(4.4%増)で、有料老人ホーム(サ高住)は1,019施設の増加(10.6%増)と、どちらも高い伸びを示しています。また、定員数も保育所等は6.1%増の約250万人、サ高住は8.6%増の逆に障害者支援施設等は77施設減少(1.3%減)でした。また、何らかの社会福祉施設の定員は350万人を超え、従事者数は約90万人にのびりました。

また経営主体としては、保育所等のうち約53%が社会福祉法人ですが、一方でサ高住のうち約83%は営利企業という結果でした。保育所等は社会福祉事業ですが、サ高住は社会福祉法人では公益事業として位置づけられることも要因の一つと考えられます。(参考：厚労省HP)

	施設数	定員数	従事者数	社福経営施設
総数	66,213	3,551,331	899,172	26,361
老人福祉施設	5,327	158,205	44,335	4,045
障害者支援施設等	5,874	195,298	99,547	3,752
児童福祉施設	37,139	2,599,480	603,769	16,826
(うち保育所等)	25,580	2,481,970	517,183	13,647
その他の社会福祉施設	17,154	577,320	141,992	1,211
(うち有料老人ホーム)	10,651	424,828	138,452	563

**介護サービス2割負担が原則
～経団連提言～**

◆10月13日、経団連(日本経済団体連合会/会長：榊原定征東レ相談役最高顧問)は医療・介護制度改革の提言を発表し、この中で“介護保険の利用者負担を原則2割にする”ことなどによって社会保障給付費の増加を抑制させる具体策を盛り込みました。またこれに併せ、厚労省が平成30年度をめどに導入を目指している、介護保険料の「総報酬割」(加入者の所得に応じて保険者に負担を配分する方法)への反対も明記しました。現在の介護保険料は、大企業の健康保険組合などが加入者数に応じて負担していますが、総報酬割では収入総額に連動するため、給料から天引きされる会社員らの負担が大きくなることに対する懸念が表明されています。

(参考：産経新聞)

※老人福祉施設は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設等は、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保育所等は幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所のそれぞれ合計数

**新たな処遇改善の制度創設へ
～介護職員1万円の改善～**

◆去る10月12日に開催された第131回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長：田中滋慶大名誉教授)において、介護職員に対する新たな処遇改善の案が示されました。

これまでも介護人材の処遇改善については段階的に取り組んでおり、平成27年度の介護報酬改定では、①職位、職責又は職務内容等に応じた任用要件及び賃金体系を定め、かつ、②介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること等を満たす事業所を対象に、上乘せ評価(月額平均1.2万円相当)を行う区分を新設するなどしています。厚労省の資料では、平成28年5月度では、全事業所の約72%がこの上乘せ分を請求しており、“平成21年度以前に比較して月額43,000円の改善効果があった”としています。

このような経過の中で「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、介護人材の賃金が対人サービス業と比較し低いこと等を踏まえ、この賃金差がなくなるよう、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する」とされており、これに基づいた介護報酬改定を行うことにより、実現を図ることとされました。(参考：厚労省HP)

請求事業所の割合(%)	平成27年度		平成28年度	
	10月	1月	4月	5月
処遇改善加算(I) (12,000円+15,000円)	68.8	69.2	71.5	72.1
処遇改善加算(II) (15,000円)	16.8	16.5	14.2	14.2
処遇改善加算(III) (II×0.9)	0.9	0.9	0.8	0.9
処遇改善加算(IV) (II×0.8)	1.1	1.1	1.0	1.0
合計	87.6	87.7	87.6	88.1

**改正社会福祉法関連の政省令改正案
～現在パブコメ中です～**

◆既報の通り、来年4月施行分の改正社会福祉法に係る、政令及び厚生労働省令の改正案について、現在パブリックコメントが行われています。詳細は「e-Gov パブリックコメント」で検索していただきますと、案件番号【495160187】と【495160188】に掲載されています。意見募集期間は10月26日までです。ぜひアクセスしてください。